

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

} 殿

物流・自動車局安全政策課長
(公 印 省 略)

実証実験における運行管理業務の一元化に係る貨物自動車運送事業輸送安全規則の
取扱いについて

貨物自動車運送事業における運行管理については、貨物自動車運送事業法体系において、輸送の安全の確保のため、運送事業者に対し、営業所に運行管理者を配置し、原則として対面で運転者に対する点呼や運行中の必要な指示等を行うことが求められている。

他方、近年、運行管理に活用可能な情報通信技術（ICT）の発展が目覚ましく、令和3年3月に策定された事業用自動車総合安全プラン2025において、「先進技術の活用による点呼以外の運行管理業務の一元化を検討」とされたこと等を踏まえ、ICTを活用した運行管理の高度化に向けた検討を進めているところである。

一の営業所に所属する運転者が他の営業所に一時的に移動した上で他の営業所の業務を一時的に行う場合、他の営業所の運行管理者が一の営業所に所属する運転者へ行う運行管理業務の一部を一元的に行うこと（以下「運行管理業務の一元化」という。）に関し、今般、実証実験として行う運行管理業務の一元化については、下記のとおり取扱うこととするので了知されたい。

記

貨物自動車運送事業者が輸送の安全の確保のために必要な措置を講じているとして運行管理高度化ワーキンググループ※において認められ、実証実験として当該ワーキンググループの監督の下で行われる運行管理業務の一元化については、「実証実験における運行管理業務の一元化に係る貨物自動車運送事業輸送安全規則の取扱いについて」（令和5年8月31日付け国自安第65号）により、令和5年9月1日から令和6年3月31日までの間、それぞれの業務に対応する貨物自動車運送事業輸送安全規則の規定に適合するものとしたところ、実証実験に参画する事業者における当該取扱いについては、令和6年9月30日まで延長するものとする。

※国土交通省物流・自動車局に設置された有識者会議

北海道運輸局自動車交通部長 殿
北海道運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長

実証実験における運行管理業務の一元化に係る貨物自動車運送事業輸送安全規則の
取扱いについて

貨物自動車運送事業における運行管理については、貨物自動車運送事業法体系において、輸送の安全の確保のため、運送事業者に対し、営業所に運行管理者を配置し、原則として対面で運転者に対する点呼や運行中の必要な指示等を行うことが求められている。

他方、近年、運行管理に活用可能な情報通信技術（ICT）の発展が目覚ましく、令和3年3月に策定された事業用自動車総合安全プラン2025において、「先進技術の活用による点呼以外の運行管理業務の一元化を検討」するとされたこと等を踏まえ、ICTを活用した運行管理の高度化に向けた検討を進めているところである。

今般、一の営業所に所属する運転者が他の営業所に一時的に移動した上で他の営業所の業務を一時的に行う場合、他の営業所の運行管理者が一の営業所に所属する運転者へ行う運行管理業務の一部を一元的に行うこと（以下「運行管理業務の一元化」という。）について、運行管理高度化ワーキンググループ※における実証実験を通じ、輸送の安全に係る課題の把握や当該課題に対応するために必要となる機器の要件等について検討を行うこととしたところ、実証実験として行う運行管理業務の一元化については、下記のとおり取扱うこととするので了知されたい。

※国土交通省自動車局に設置された有識者会議

記

貨物自動車運送事業者が輸送の安全の確保のために必要な措置を講じているとして運行管理高度化ワーキンググループにおいて認められ、実証実験として当該ワーキンググループの監督の下で別表のとおり行われる運行管理業務の一元化については、それぞれの業務に対応する貨物自動車運送事業輸送安全規則の規定に適合するものとする。

なお、この取扱いは、令和5年9月1日から令和6年3月31日までのものとする。

別表

運行管理業務の一元化の対象となる業務	対応する 貨物自動車運送事業輸送安全規則の規定
乗務割の作成	第20条第1項第3号
業務前点呼	第7条第1項、第4項、第5項、第20条第1項第8号
異常気象等の理由に伴う指示	第11条、第20条第1項第15号
運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由に伴う指示	第3条第6項、第7条第1項第2号、第17条第1項第1号の2、第20条第1項第4号の2
業務後点呼	第7条第2項、第4項、第5項、第20条第1項第8号
休憩仮眠施設等の管理	第3条第1項第3号、第20条第1項第2号
アルコール検知器の常時有効保持	第7条第4項、第20条第1項第8号
補助者に対する指導監督	第20条第1項第16号